

介護保険料のお知らせ

《問合せ》 高年介護課 ☎24-2401

介護保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、本市で介護サービスにかかる費用などから算出した基準額を基に、前年の所得などで下表のとおりに10段階に分かれます。所得未申告の方がいる世帯は、本来の正しい保険料が算定されないことが起こりますので、必ず申告してください。

保険料の納め方

年金の受給額などで2通りに分かれます。

●年金から差し引かれる方(特別徴収)

年金の年額が18万円(月額1万5千円)以上の方が対象です。対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。
年6回の年金定期支払の際に受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

《特別徴収の納付月》

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
前年所得を保険料算定に反映できないため、4・6・8月は前年度2月の保険料額と同額を納めます。※本徴収の保険料と差が大きい場合などは変更あり			確定した年間保険料額から仮徴収分(4・6・8月)を差し引いた額を、3回(10・12・2月)に分けて納めます。		

●納付書で納付する方(普通徴収)

年金の年額が18万円(月額1万5千円)未満の方が対象です。期日までに本市から送付する納付書で、金融機関を通じて納めます。年金の年額が18万円以上の方でも、次の場合には一時的に納付書で保険料を納めます。
○年度途中に65歳になった方

知って納得！介護保険

Q 介護サービスを利用していないなくても、保険料を納めるのですか？

A サービスの利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の方は全員が保険料を納めます。介護保険は支え合いの制度です。介護が必要になったとき安心してサービスを利用するために、納期限までに保険料を納めましょう。

は、受給している年金額に関係なく一時的に普通徴収で納めます。65歳になった月(1日)が誕生日の場合は、その前月の分から納め始めます。
○申告の修正などで、所得段階が変更になった場合
○他の市町から転入したとき など

《普通徴収の納付月》

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

《年額介護保険料》 ※第1段階から第3段階までの保険料については国の軽減施策を受けています。

段階	対象者	保険料(年額)	保険料(年額)
第1	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.375	27,675円
第2	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.575 42,435円
第3		120万円を超える方	基準額×0.725 53,505円
第4	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の方	基準額×0.900 66,420円
第5		80万円を超える方	基準額×1.000 73,800円
第6	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.200 88,560円
第7		120万円以上190万円未満の方	基準額×1.250 92,250円
第8		190万円以上400万円未満の方	基準額×1.500 110,700円
第9		400万円以上600万円未満の方	基準額×1.700 125,460円
第10		600万円以上の方	基準額×1.750 129,150円

※40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の保険料と合わせて医療保険者を通じて納めます。

介護保険料の減免申請

《問合せ》 高年介護課 ☎24-2401

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定されています。保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合の他、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。減免には申請が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細を知りたい方は、問い合わせてください。

なお、減免の可否は、資産調査などに基つき、市の基準で決定するので、申請をしても適用できない場合があります。

低所得者減免

保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、次の全ての要件に該当する方

○市民税が課税されている方から、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または公的医療保険の被扶養者になっていないこと

○資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること（資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む）
○前年の収入が、市が定める

要件を満たしていること

※収入の要件は問い合わせてください。

その他の減免

次の①～③のいずれかに該当する方

① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか一定額以下
○災害で住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた。
○世帯の生計を主として維持する方が、⑦死亡または心身に重大な障害を受けた、もしくは①長期間入院や、失業などで収入が著しく減少した。⑨農作物の不作などで著しく収入が減少した。

② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している。
③ 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された。

介護保険の適用除外

65歳以上の方は第1号被保

<対象施設>

- 1 児童福祉法の医療型障害児入所施設
- 2 児童福祉法の指定医療機関(医療型児童発達支援の指定病床)
- 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の施設
- 4 国立ハンセン病療養所等
- 5 生活保護法の救護施設
- 6 労働者災害補償保険法の被災労働者の介護の援護を行う施設
- 7 障害者支援施設に知的障害者福祉法により入所する知的障害者
- 8 指定障害者支援施設に障害者総合支援法の支給決定(生活介護および施設入所支援)により入所する知的障害者および精神障害者
- 9 障害者総合支援法の療養介護を行う病院

※介護保険法施行法第11条・介護保険法施行規則第170条に規定する適用除外施設

険者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として介護保険の被保険者となります。
しかし、法令で定める施設(左表)に入所・入院している方で、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者になりません。届け出が必要になりますので問い合わせてください。

今年の夏もエコで節約しましょう

《問合せ》 コウノトリ共生課 ☎21-9017

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、クールスポットの利用を推奨しています。

クールスポットに出掛けてエコに取り組みましょう！ 家庭の電気代も節約できます！

▼期間 7月1日(月)～9月30日(月)の平日

▼無料施設 43施設：豊岡市民プラザ交流サロン、コウノトリ文化館、各地区コミュニティセンター、図書館本館・各分館、各子育てセンター(乳幼児親子で利用)。各施設開館日の

午後1時～4時

▼有料施設 4施設：市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」、植村直己冒険館、日本・モンゴル民族博物館、市立美術館「伊藤清永記念館」。各施設開館時間 ※市民は入館料が半額

※電力会社から緊急の節電要請があった場合は、防災行政無線放送等で知らせますので、節電に協力してください。

2~3

今月のイチオシ

4~5

市政ニュース

6~23

クローズアップ
豊岡

24~31

くらしの情報

32~33

保健行事

34~35

つどいの広場
図書館

36~37

主な相談
行事